

令和5年度（2023年度） 第3回 吹田市子ども・子育て支援審議会会議録（要旨）

開催日	令和5年10月19日（木）	開催時刻	午後6時30分～午後7時30分
場 所	メイシアター 3階 レセプションホール		
出席者	埋橋委員、夏目委員、上野委員、澤田委員、孫田委員、福本委員、寺廣委員、藤井委員、武内委員、水木委員、水田委員、山根委員、西川委員		
事務局	<p><b>【児童部】</b>  北澤部長  子育て政策室： 今井室長、湊崎参事、松永参事、伊藤主幹、木戸主幹、澤田係員、朝田係員  子育て給付課： 上田課長  家庭児童相談室：中谷参事、中井主幹  保育幼稚園室： 中村室長、長井参事、横山参事、武田参事、萩原参事、堀主幹  のびのび子育てプラザ：曾我所長  こども発達支援センター：堀センター長</p> <p><b>【健康医療部】</b>  母子保健課：日比課長、久本参事</p> <p><b>【地域教育部】</b>  青少年室： 小川参事  放課後子ども育成室：堀室長、国本参事、中村参事</p>		
傍聴者	なし		
案 件	(1) 吹田市こども計画の策定について (2) 第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画令和4年度施策・事業実施報告について (3) その他		
<p><b>事務局</b>  ただいまから、令和5年度第3回子ども・子育て支援審議会を開催いたします。  〔会議成立及び傍聴者、資料の確認を行った。〕</p> <p><b>会長</b>  それでは、議事に入ります。報告案件（1）「吹田市こども計画策定に係る進捗状況について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>事務局</b>  （説明）</p> <p><b>会長</b>  説明が終わりました。質問、意見等はありませんか。</p> <p><b>副会長</b>  特に子育て世帯訪問支援事業について、量の見込み等はニーズ調査からではなく要保護児童数から算出するというのはいわゆる要保護児童対策地域協議会があって、その対象となっている人数だから、把握出来ているみたいなイメージということですか。</p> <p><b>事務局</b>  おっしゃる通りです。  基本的には要保護児童対策地域協議会が中心となってくる部分でありますので、特段調査は考えられていないという考え方になっています。</p> <p><b>副会長</b>  子育て世帯訪問支援事業が全然わからなくて今調べていたら、他市では、希望者の中で要件を満たしていたら希望者からの申込を受け付ける自治体があるように見受けられるのですけれども、吹田市はそうではないということですか。</p>			

こちらからのアプローチで支援を開始するということなのですか。

**事務局**

子育て世帯訪問支援事業につきましては、現時点で吹田市では、子育て世帯家庭育児支援事業という形で、実施させていただいているところです。

その中で基本的には利用者様の申請はいただく形で行っておりますが、相談員から、家庭や世帯の方とお話をさせていただき、世帯の状況等に応じて支援が必要と判断した場合には、事業導入を図っているところです。

また、利用者様からの利用したいという申請もあり、相談員からこの家庭には導入する必要があると判断した場合には、利用者様とご相談のうえで導入につなげているところです。

**副会長**

あくまで申込が必要な制度だから、基本的にはその要保護児童対策地域協議会の対象者に案内をして、申込があれば受け入れる、ただ、ここは申し込んだ方がいいだろうというところには申し込むように促しをするみたいなイメージということですか。

**事務局**

その通りです。

**副会長**

わかりました。ありがとうございました。

**事務局**

若干補足させていただきます。

要保護児童対策地域協議会の児童に働きかけるのはほとんどなのですけれども、稀にメール等で、全くノーマークだった方からの申込があったりする場合もあります。そういった場合は私たちがお家まで出向いてお話する中で、この家は養育環境を整えた方がいいと判断したときは要保護・要支援児童ではなくても、その状況に応じて入れる場合もございます。その点だけ補足をさせていただきます。

**副会長**

その時点で要保護児童という認定がされるみたいなイメージじゃないのですか。

**事務局**

国も要保護・要支援児童で養育環境のしんどいお子様が中心になるとは言っているのですが、その他の市長が認めるものというところで、広くとらえていかないといけないというところがあります。実態調査をして、虐待とまでは言えないけれどもこの部分の環境を整えてあげたら改善されるのではないかとということには支援を入れていっているケースもございます。

**副会長**

ありがとうございます。

**会長**

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

**A委員**

新設のこの3事業なのですけれども、子育てとか児童育成、親子関係のすべてが、結局全部リンクしていると言いますか、一つに当てはまったら、三つとも全部当てはまるようなことになるのではないかと思うのです。

そうすると、買い物から何から、この子の何から何までおんぶに抱っこ状態で、おそらく市役所の方がこれをするわけではなくて、おそらく業務委託という形をとられると思うのですがその場合、例えば予算の立て方というか、今漠然と見込みの量がついていう話もあったのですけれども今もう大体ある程度使っている中で、大体もう年間契約でやるのかそれとも1件当たりの成功報酬になるのか、どのようにお考えですか。

**事務局**

この3つの事業につきましては、実施手法を含めまして、これから検討すべきところになっていきますので、ご質問いただいた内容はもう少し先で検討が必要と考えております。

**B委員**

すぐちょっと恥ずかしい質問で恐縮なのですけれども、児童育成支援拠点事業、ここで言う児童というのは、具体的には12歳までの子供と考えてよろしいのでしょうか。

**事務局**

新しい事業ということで、こちらの情報は限られているところなのですけれども、ここに

いての年齢というのは、特に縛りを持たせていない事業構成にはなっていると思います。

ただ、主として、どのぐらいまでの児童を対象にしていく必要があるのかというところについては市の方でも検討が必要と思っております。

量の見込みの算出方法では、6歳から17歳までの児童の人口を母数にするという記載もありますので、概ねその辺りの年齢が想定されていると思っております。

#### 会長

他にございませんでしょうか。

#### 副会長

さきほど質問した点、最初の方に書いてありました。

最後の方におっしゃっていた、例えばしんどさを感じている保護者の方が利用申込をしてきた時に受け入れるかどうかは、その恐れを広く解釈すれば、結構みんなが対象になる。

そこを緩くするかしないかで市町村でばらつきがある可能性があって、それはそもそもこの制度の懸念事項みたいなイメージなのでしょう。

こんなふうに話を聞いて欲しいとか、しんどさを支えて欲しいみたいなお母さんが、もうこんなんだったらしんどすぎて虐待しそうみたいに言ったときには、恐れありという判断ができなくもなくて、どんなご家庭でもそう言っている以上は、そういう方から申込が来たときは、市町村の判断になり、それが原因でこの制度自体の運用がばらつく可能性があるのではないかと思います。

#### 事務局

今、市の方で実施しております子育て世帯家事育児支援事業につきましては、要保護児童要支援児童でヤングケアラー等しんどいご家庭とか、特定妊婦のいるご家庭のように、その他市長が認めるものというところに対応しているのですけれども、実態調査に行く中でやはりその他の方が、まず障害や介護のサービスを使える場合にはそのサービスを入れて、そこで賄えるところはそこを先に使うということになっております。

本当に虐待しそうみたいなどころだけで入ることはまずないです。例えばお母さんが骨折されて、ずっと入浴介助がいるみたいなどころとか、実際それが原因で子供さんに家事や育児の負担がかかっているようなところとか、私たちが確認したところについて、他法でも賄えないということになれば、当該事業でのサービスをやはり入れていっているということになりますので、広く調査に行きますけれどもその中で本当に利用できる方がすごく幅広くいるかというところでもありません。そのあたりも市町村等の会議が定期的であり、まだ始まったばかりで模索しているところはございますが、定期的な情報交換をしている中で、できるだけその齟齬が出ないようにというところもあります。

ただ、吹田市独自の減免制度であったりとか、市町村独自の特色は、出して構わないという事業になっております。

#### 会長

他にございませんでしょうか。

#### C委員

スケジュールの中でニーズ調査等を取る時期とが示されています。

内容としては新しく新規事業3つ増えた中なのですが、一時預かり事業が次の案件の実績報告書を見てもわかる通り非常にまだまだ進んでいない中で、来年度から誰でも通園制度が新しくできるわけです。

まずこれについてどういった形で計画に反映していくのか、ニーズ調査をする段階では、ある程度決めていかないといけないと思います。まだ国も決められていないので、中々答え難いと思いますけれども、そちらの方の事務的なものも勘案しながら、よろしくお願ひしたいと思います。

#### 事務局

次回、ニーズ調査の項目についてご審議をいただきますので、ニーズ調査の項目に反映しておいた方がいい部分がありましたらご意見をちょうだいしたいと思います。

今ニーズ調査の設問案がありませんので、イメージしづらいかとは思いますが、ニーズ調査に関しましては、各事業、個別のご利用の希望についてということよりは、もう少し広く、どういった内容があれば、利用しやすいとか、そういう事業単位というよりはもう少し広い設問になっておりますので、その辺りでご希望の内容は把握をさせていただいて、それをどこの

事業で充足させていくかというのはニーズ調査の量を見ながら検討していく方向で想定はしております。

**事務局**

補足と言いますか、「こども誰でも通園制度（仮称）」の方も少し触れられましたので、ご説明させていただきます。

こども誰でも通園制度につきましては、今年度からモデル事業という形で、全国各市、数は多くないのですが、様々な形で実施されているところです。

本格実施についてはまだまだ国が検討中というところで、12月ぐらいに第2回目の検討会議が行われると聞いています。

来年度のモデル実施というところですが、本市におきましては、先ほどお話がありました、一時預かりのニーズが非常に高いと感じていますし、その充足に至っていないという状況もございますので、何かしらの形で来年度モデル事業で、本市もやっていきたいという思いがあります。今、各園に聞きながらどんな形であればできるのかということをお聞きしている状況ですので、まだ市の予算としてこれから上げていく形になりますけれども、今思いとしてはモデル事業で来年度まずはしっかりやっていきたいと感じております。

**会長**

では次に、報告案件（2）、第2期吹田市子ども子育て支援事業計画、令和4年度施策・事業実施報告についての説明をお願いします。

**事務局**

（説明）

**会長**

説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

**A 委員**

この支援事業計画の中で、留守家庭児童育成室のグラフや実績については、どちらを見させていただいたらわかるのでしょうか。

**事務局**

別冊資料の47ページの放課後児童クラブが国の事業上の名称でして、吹田市での留守家庭児童育成室に相当するものでございます。

**会長**

他にございませんでしょうか。他にご質問、ご意見等がありませんので、案件（1）、（2）の報告案件は、終了させていただきます。

最後に報告案件（3）その他について事務局からお願いします。

**事務局**

（次回の日程調整）

**会長**

それでは本日の審議会は、これで終了します。